

「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画（案）」に関する県民
意見提出手続（パブリック・コメント手続）の実施結果について

兵庫県では、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に基づき、海岸漂着物対策の推進を図るため、「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」を作成することとしており、平成22年6月から、海岸管理者や市町、民間団体等が参画する「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進協議会」で検討を行ってまいりました。

今回、とりまとめた計画案について、その内容を公表し、平成23年3月4日から平成23年3月17日まで県民の皆さんからのご意見・ご提案の募集を行ったところ、1名の方から4件のご意見等をお寄せいただきました。

提出いただいたご意見等の概要とこれに対する県の考え方および最終決定した「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」を下記のとおり発表いたします。

記

- 1 提出された意見等の概要とこれに対する考え方
- 2 最終決定した「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」（概要）
- 3 最終決定した「兵庫県瀬戸内海沿岸海岸漂着物対策推進地域計画」（本文）

問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山路通5 - 10 - 1
兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課廃棄物指導係
電話：078-362-3279 Fax：078-362-4189
e-mail：kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp